

◆ある監査法人では、10か月分の割増し退職金を支払うとしたこともあったか、今秋募集人数を上回る希望退職があったという。◆監査法人を退職して独立した会計士の選択肢の一つが税務だ。◆最近では会計士試験合格までの期間が税理士より短くなる傾向が強まっていることを背景に、はじめから税理士になることを目指して、会計士試験にチャレンジする大学生も出てきているという。◆近年は大手弁護士法人も税務分野への進出を強めているように、裏を返せばそれだけ税務分野にはビジネスチャンスがあるということだろう。◆近い将来、税務業界は税理士、会計士、弁護士の群雄割拠の時代となるに違いない。(Q)

今週の専門用語



社会保障・税一体改革作業チーム

社会保障・税一体改革成案の具体化を図るために政府税制調査会に設置された作業チーム。座長には、五十嵐文彦財務副大臣が就任している。一体改革作業チームは、消費税率引上げ時期・幅や逆進性対策、所得税の税率構造等の課題について議論し、改革の方向性について社会保障・税一体改革大綱の策定に向けた検討を行う。一体改革の議論は、民主党の税制調査会・社会保障と税の一体改革調査会でも行われており、一体改革作業チームは民主党調査会と連携しながら検討を進めている。



社外取締役等の過去要件

社外取締役・社外監査役に関する社外性・独立性の判断に際し、過去一定期間、規定上の要件に抵触していなければ社外性等の条件を満たすものとする要件がいわゆる過去要件であり、平成13年改正前の監査特例法では社外監査役について、その就任前5年間、当該会社・子会社の取締役や使用人でなかった者といった形で過去要件が設けられていた。現行法上はこのような関係が過去に一切なかった者でなければならぬが、社外取締役等の人材確保の要請などから過去要件の復活が議論されている。



公開買付け等事実の公表措置

インサイダー取引規制では、公開買付け等事実の公表措置として、①公開買付け届出書等の公衆縦覧等がされたこと、②公開買付け等事実を2以上の報道機関に公開し、12時間が経過、③上場会社が、公開買付け等事実を取引所に通知し、公衆縦覧に供されたことの3つの方法が定められている(金商法167条4項等)。しかし、現行、発行者以外の者による公開買付けの場合は、取引所で決定事実等を公衆縦覧に供してもインサイダー取引規制の対象外にならないという弊害が指摘されている。

週刊T&A master 第432号

2011年12月26日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp